

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第302号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第303号）について、令和5年11月7日付け健生発1107第1号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

## 記

### 1 改正の概要

#### (1) 規格基準告示関係

##### ・添加物関連

法第13条第1項の規定により、L-システイン塩酸塩の成分規格及び使用基準を設定された。

##### ・残留基準値関係

法第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考(品目)
インピルフルキサム	殺菌剤	農薬
セトキシジム	除草剤	農薬
ピカルブトラゾクス	殺菌剤	農薬
ビフェントリン	殺虫剤	農薬
ピリベンカルブ	殺菌剤	農薬
フルトラニル	殺菌剤	農薬

#### (2) 対象外物質告示関係

法第13条第3項の規定に基づく対象外物質として、「農薬酸化亜鉛」が追加された。

### 2 適用期日

- (1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について  
告示の日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。
- (2) 規制対象について  
告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬のうち、「3 運用上の注意」において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用される。
- (3) 対象外物質告示関係  
告示の日から適用される。

### 3 運用上の注意

#### ・添加物関係

- (1) L-システイン塩酸塩の使用に当たっては、調味の目的で使用する場合に限り、パン及び天然果汁以外の食品にも使用できるものとする。

#### ・残留基準値関係（残留の規制対象に変更がある品目を抜粋し記載）

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (2) セトキシジムの残留基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根をいう。
- (3) 今回残留基準値を設定する「ピリベンカルブ」の規制対象は、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、畜産物及び魚介類にあつてはピリベンカルブのみとすること。ただし、代謝物Bはピリベンカルブの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル-[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはピリベンカルブのみである。

（問合せ先）

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

（担当）松本、河原

電 話 026-235-7155（直通）

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

厚生発1107第1号  
令和5年11月7日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第302号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第303号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 規格基準告示関係

##### (1) 農薬の残留基準の改正

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬インピルフルキサム、農薬セトキシジム、農薬ピカルブトラゾクス、農薬ビフェントリン、農薬ピリベンカルブ及び農薬フルトラニル

(2) 添加物の使用基準の改正

L-システイン塩酸塩の使用基準を改正したこと。

2 対象外物質告示関係

農薬酸化亜鉛を対象外物質に追加したこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬	食品
インピルフルキサム	てんさい、たまねぎ及びぶどう
セトキシジム	さといも類（やつがしらを含む。）、たまねぎ及びねぎ（リーキを含む。）
ピカルブトラゾクス	レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びメロン類果実（果皮を含む。）
ビフェントリン	大麦、トマト、なつみかんの果実全体、グレープフルーツ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）及びいちご
フルトラニル	大豆、こんにゃくいも、キャベツ、トマト、ピーマン、えだまめ、いちご、牛の脂肪、豚の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

3 対象外物質告示関係

告示の日から適用すること。

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) を適用すること。
- (2) 今回残留基準値を設定する「インピルフルキサム」の規制対象は、インピルフルキサムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) ① 今回残留基準値を設定する「セトキシジム」の規制対象は、農産物にあっては、オキサゾール化及びスルホン化反応により代謝物 I 【6-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-4-オキソ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】に変換される化合物 (セトキシジム、代謝物 B 【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフィニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】、代謝物 C 【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】、代謝物 G 【6-[2-(エチルチオ)プロピル]-4-オキソ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】、代謝物 H 【6-[2-(エチルスルフィニル)プロピル]-4-オキソ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】及び代謝物 I) 及びオキサゾール化及びスルホン化反応により代謝物 M 【6-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-4-オキソ-6-ヒドロキシ-2-プロピル-4,5,6,7-テトラヒドロベンゾオキサゾール】に変換される化合物 (代謝物 J 【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフィニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】、代謝物 K 【2-[1-(エトキシイミノ)ブチル]-5-[2-(エチルスルフォニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン】及び代謝物 M) とすること。ただし、代謝物 I 及び代謝物 M はセトキシジムの濃度に換算すること。畜産物及び魚介類にあっては、オキサゾール化及びスルホン化反応により代謝物 I に変換される化合物 (セトキシジム、代謝物 B、代謝物 C、代謝物 G、代謝物 H 及び代謝物 I) とする。ただし、代謝物 I はセトキシジムの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) ② セトキシジムの残留基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス (根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根をいうこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ピカルブトラゾクス」の規制対象は、ピカルブトラゾクス及び代謝物 B 【*tert*-ブチル=(6-[(*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバマート】とすること。ただし、代謝物 B はピカルブトラゾクスの濃度に

換算すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (5) 今回残留基準値を設定する「ビフェントリン」の規制対象は、ビフェントリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「ピリベンカルブ」の規制対象は、農産物にあってはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、畜産物及び魚介類にあってはピリベンカルブのみとすること。ただし、代謝物Bはピリベンカルブの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあってはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和をいい、魚介類にあってはピリベンカルブのみであること。
- (7) 今回残留基準値を設定する「フルトラニル」の規制対象は、農産物及び魚介類にあってはフルトラニルのみとし、畜産物にあってはフルトラニル及び加水分解により代謝物K【 $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ- $\sigma$ -トルイル酸】に変換される代謝物とすること。ただし、代謝物Kはフルトラニルの濃度に換算すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

## 2 添加物関係

L-システイン塩酸塩の使用に当たっては、調味の目的で使用する場合に限り、パン及び天然果汁以外の食品にも使用できるものとする。

## 3 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬インピルフルキサム、農薬セトキシジム、農薬ピカルブトラゾクス、農薬ビフェントリン、農薬ピリベンカルブ及び農薬フルトラニルに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び

「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）が適用されること。

別紙

農薬インピルフルキサム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.01	0.01
小麦	○ 0.6	0.5
大麦	3	3
ライ麦	3	3
その他の穀類	3	3
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.05	0.01
てんさい	● 0.07	0.2
はくさい	○ 1	
キャベツ	○ 1	
芽キャベツ	○ 1	
ブロッコリー	○ 5	
その他のあぶらな科野菜	○ 1	
チコリ	○ 30	
エンダイブ	○ 30	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 30	
その他のきく科野菜	○ 30	
たまねぎ	● 0.09	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんじん	○ 0.2	
トマト	○ 1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.4	
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	○ 4	3
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
みかん（外果皮を含む。）	○ 3	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5



農薬インピルフルキサム（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	4	4
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 3	2
ネクタリン	○ 3	2
あんず（アプリコットを含む。）	○ 4	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.3	
うめ	○ 4	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	
いちご	○ 3	
ぶどう	● 4	5
かき	○ 0.9	0.7
その他のスパイス	○ 15	10
魚介類	0.02	0.02

農薬セトキシジム（除草剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.1	0.1
そば	○ 20	15
その他の穀類	○ 3	
大豆	○ 20	15
小豆類	25	25
えんどう	2	2
そら豆	25	25
らっかせい	25	25
その他の豆類	25	25
ばれいしょ	4	4
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.3	0.5
かんしょ	4	4
やまいも（長いもをいう。）	0.3	0.3
こんにゃくいも	0.3	0.3
てんさい	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	4	4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	4	4

農薬セトキシジム (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かぶ類の葉	3	3
はくさい	1	1
キャベツ	2	2
ケール	10	10
こまつな	5	5
きょうな	3	3
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	10	10
ごぼう	4	4
サルシフィー	4	4
チコリ	0.3	0.3
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3
その他のきく科野菜	4	4
たまねぎ	● 0.8	1
ねぎ (リーキを含む。)	● 0.4	0.5
にんにく	2	2
にら	15	15
アスパラガス	2	2
その他のゆり科野菜	1	1
にんじん	4	4
パースニップ	4	4
セロリ	○ 7	5
その他のせり科野菜	○ 7	5
トマト	○ 2	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	2
すいか (果皮を含む。)	2	2
その他のうり科野菜	4	4
ほうれんそう	2	2
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	10	10
未成熟いんげん	15	15
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
みかん (外果皮を含む。)	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5

農薬セトキシジム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
いちご	5	5
ブルーベリー	4	4
クランベリー	3	3
ぶどう	1	1
その他の果実	1	1
ひまわりの種子	7	7
なたね	0.5	0.5
くり	0.2	0.2
ペカン	0.2	0.2
アーモンド	0.2	0.2
くるみ	0.2	0.2
その他のナッツ類	0.2	0.2
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	4	4
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1

農薬セトキシジム (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2
鶏の腎臓	0.2	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2
鶏の食用部分	0.2	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2	0.2
鶏の卵	0.3	0.3
その他の家きんの卵	0.3	0.3
魚介類	0.2	0.2

農薬ピカルブトラゾクス (殺菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.01	0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)	○ 0.02	
てんさい	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.08	0.08
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	15	15
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	○ 15	
はくさい	2	2
キャベツ	3	3
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	10	10
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	15	15
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	● 15	30
たまねぎ	0.03	0.03
ねぎ (リーキを含む。)	3	3
にんにく	○ 0.03	
にら	○ 3	
アスパラガス	○ 3	
わけぎ	○ 3	

農薬ピカルブトラゾクス (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のゆり科野菜	○ 3	
みつば	○ 10	
トマト	2	2
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.4	0.4
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.4	
しろうり	○ 0.4	
すいか (果皮を含む。)	0.4	0.4
メロン類果実 (果皮を含む。)	● 0.4	0.5
まくわうり (果皮を含む。)	○ 0.4	
その他のうり科野菜	○ 0.4	
ほうれんそう	30	30
しょうが	2	2
みかん (外果皮を含む。)	○ 2	
いちご	0.01	
その他のスパイス	○ 10	
その他のハーブ	15	15
はちみつ	0.05	0.05

農薬ビフェントリン (殺虫剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	○ 0.05	
小麦	0.5	0.5
大麦	●	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05

農薬ビフェントリン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
こんにやくいも	0.05	0.05
その他のいも類	0.05	0.05
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	4	4
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	4	4
西洋わさび	0.05	0.05
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	0.4	0.4
芽キャベツ	0.4	0.4
ケール	4	4
こまつな	4	4
きょうな	4	4
チンゲンサイ	4	4
カリフラワー	0.4	0.4
ブロッコリー	0.4	0.4
その他のあぶらな科野菜	4	4
ごぼう	0.05	0.05
サルシフィー	0.05	0.05
アーティチョーク	○ 1	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3	3
その他のきく科野菜	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.5	0.5
にんじん	0.05	0.05
パースニップ	0.05	0.05
パセリ	3	3
その他のせり科野菜	0.05	0.05
トマト	● 0.4	0.5
ピーマン	0.5	0.5
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4	0.4
しろうり	0.4	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3

農薬ビフェントリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.4	0.4
その他のうり科野菜	0.4	0.4
ほうれんそう	0.2	0.2
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	0.9	0.9
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.6	0.6
その他の野菜	2	2
みかん（外果皮を含む。）	2	2
なつみかんの果実全体	● 0.7	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	● 0.7	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	0.4	0.4
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	● 0.9	2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7	0.7
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	● 0.3	1
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	3	3
ハuckleベリー	3	3
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.7	0.7
かき	0.5	0.5
バナナ	0.1	0.1
キウイー（果皮を含む。）	1	1
パパイヤ	0.4	0.4
マンゴー	○ 0.5	0.3

農薬ビフェントリン (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の果実	0.3	0.3
綿実	0.5	0.5
なたね	0.05	0.05
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	30	30
ホップ	20	20
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	4	4
牛の筋肉	3	3
豚の筋肉	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	3	3
牛の脂肪	3	3
豚の脂肪	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	3
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05



農薬ビフェントリン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
小麦はい芽	1	1
小麦ふすま	2	2
とうがらし（乾燥させたもの）	5	5

農薬ピリベンカルブ（殺菌剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.7	0.7
大豆	0.7	0.7
小豆類	2	2
えんどう	2	2
そら豆	2	2
その他の豆類	2	2
はくさい	10	10
キャベツ	2	2
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	2
その他のあぶらな科野菜	○ 3	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 40	30
その他のきく科野菜	5	5
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.1	0.1
にら	10	10
アスパラガス	0.5	0.5
にんじん	0.6	0.6
トマト	3	3
ピーマン	2	2
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3

農薬ピリベンカルブ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
オクラ	2	2
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
その他の野菜	5	5
みかん（外果皮を含む。）	5	5
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
もも（果皮及び種子を含む。）	3	3
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	5	5
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	8	8
ぶどう	4	4
かき	1	1
キウイー	0.2	0.2
茶	40	40
その他のスパイス	20	20
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	

農薬ピリベンカルブ（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
魚介類	0.04	0.04

農薬フルトラニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 4	2
小麦	0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	● 0.01	0.5
小豆類	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
らっかせい	0.5	0.5
その他の豆類	0.01	
ばれいしょ	0.2	0.2
こんにやくいも	● 0.02	0.2
てんさい	○ 0.7	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 0.07	
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	0.07	0.07
西洋わさび	0.01	
クレソン	0.01	
はくさい	0.07	0.07
キャベツ	● 0.5	2
芽キャベツ	0.07	0.07
ケール	0.07	0.07
こまつな	0.07	0.07

農薬フルトラニル（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
きょうな	0.07	0.07
チンゲンサイ	0.07	0.07
カリフラワー	0.05	0.05
ブロッコリー	0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜	10	10
ごぼう	0.01	
サルシフィー	0.01	
アーティチョーク	0.01	
チコリ	0.01	
エンダイブ	0.01	
しゅんぎく	0.01	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 60	3
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 3	1
にら	○ 20	
アスパラガス	0.01	
わけぎ	0.01	
その他のゆり科野菜	5	5
にんじん	0.01	
パースニップ	0.01	
パセリ	0.01	
セロリ	0.01	
みつば	2	2
その他のせり科野菜	0.01	
トマト	● 0.01	0.03
ピーマン	● 0.01	0.7
なす	0.01	
その他のなす科野菜	0.1	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.05	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.01	
しろうり	0.01	
すいか（果皮を含む。）	0.01	
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01	
まくわうり（果皮を含む。）	0.01	
その他のうり科野菜	0.01	
ほうれんそう	2	2
オクラ	0.01	

農薬フルトラニル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しょうが	5	5
未成熟えんどう	0.01	
未成熟いんげん	0.01	
えだまめ	● 0.01	2
その他の野菜	1	1
いちご	●	3
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	○ 1	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.5
牛の食用部分	○ 1	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.5
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.05
鶏の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.05
鶏の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.05
鶏の卵	○ 0.06	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.06	0.05
魚介類	2	2
はちみつ	0.05	0.05
米ぬか	10	10

脚注

※○：令和5年11月7日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年11月7日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物」とは、陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。